

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第十二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定は適用しない。

附則に次の一項を加える。

- 13 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を救護する業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三百二十円とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業職員給与規程附則第十二項及び第十三項の規定は、令和三年二月十三日から適用する。